

「平成29年度から平成32年度までの特定廃棄物等埋立処分事業に係る環境モニタリング調査・検討業務」の質問回答書

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	仕様書	5	4. (15)	分析関連作業の一部を地元事業者（福島県内分析会社：環境計量証明他登録事業所）に再委託することは可能でしょうか。	再委託することは可能です。ただし、契約書（案）第5条第1項に明記のとおり、書面により再委任等承諾申請書を提出し、発注者の承諾を得る必要があります。
2	仕様書	4	4. (5)	再委託可能な場合、再委託先にも状況確認調査、第三者機関の分析検証を行うのでしょうか。	必要に応じ、再委託先にも分析実施状況確認調査を行うとともに、第三者機関において分析結果の検証を行います。
3	仕様書	2	2. 業務の内容 (2) 連続環境測定結果の監視	4台の連続測定機器の仕様について情報提供いただけませんか。	連続測定機器の仕様については、受注者にのみ公開します。別添の連続測定機器発注時の仕様書と上位通信仕様書を参考願います。
4	仕様書	2	2. 業務の内容 (2) 連続環境測定結果の監視	受注者が「連続測定結果を格納するためのパソコン」を調達することになっています。その①パソコンと②インターネット回線接続に要求される仕様に関して情報提供いただけませんか。	仕様書P6「7. 情報セキュリティの確保」をご確認ください。
5	仕様書	3	3. 業務履行期間	業務履行期間は「契約締結の日から」とあります。平成29年度については事前現場確認や資材購入等の準備期間も必要になります。それらをふまえて、モニタリング開始日を調整させていただくことは可能でしょうか。	モニタリング開始日の調整については可能です。ただし、3月からの調査開始を想定しています。

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
6	仕様書	2～3	2. (2)連続環境測定結果の監視	連続測定機器は延べ5台（大気2台、地下水1台、空間線量2台）あると存じますが、その測定結果を格納して頂くための施設内設置用パソコンは（故障時の予備用等は別として）基本的に1台あれば良いという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
7	仕様書	3	3.業務履行期間	業務履行の開始が「契約締結の日から」となっていますが、モニタリング調査や連続環境測定（データの監視）等の実施の前には、ある程度、計画準備（打合せ、現地踏査等）の期間が必要かと存じます。これらの立上げ期間としてはどの程度を予定されていますでしょうか。	モニタリング調査については、3月からの調査開始を想定しています。 連続環境測定（データの監視）については、パソコン、インターネット回線の確保等が整い次第開始を想定しています。
8	仕様書	17	別紙3 (4)地下水、井戸水	地下水（集排水管流末1地点）及び井戸水（既存井戸5地点）の開口部の大きさ、揚水設備の有無、必要な揚水高さについて情報を頂くことはできませんでしょうか。	想定する既存井戸5地点は全て浅井戸のため、採水器による採水が可能です。調査対象の変更などにより、この条件が変更される場合は別途協議となります。 地下水についても採水器による採水が可能です。
9	仕様書	27	別紙3 (7)埋立ガス	メタン、二酸化炭素の測定は可搬型ガスクロマトグラフ装置による現地測定でも宜しいでしょうか。これら（メタン、二酸化炭素）の測定結果も計量証明書が必要でしょうか。実施頻度が年1回となっていますが、具体的な時期は気温の高い時期という理解で宜しいでしょうか。	メタン、二酸化炭素の測定はJIS K2301の規定を満たす装置の使用は可とし、測定結果は、濃度計量証明書あるいは貴社押印の証明書の提出が必要です。具体的な調査時期は、受注者からの提案のほか施設状況も考慮し、調査職員と協議の上決定します。